道路法第24条の申請について

尼崎市都市整備局道路課

1. 申請書類について

申請書類は、全部で3点(5部)になります。申請書類3点(5部)の内訳は、下記のとおりです。

①道路工事施工承認申請書(正本) ・・・・・・・・・・・・・・2部

添付資料として、現況写真(2方向から撮影したもの各1枚)

- ②道路工事施工承認書(副本) ・・・・・・・・・・・1部
- ③道路使用許可申請書(警察署提出用) ・・・・・・・・・・・・・2部

(※承認時に尼崎市道路課の経由印を押します。)

また、申請人は施主(建築確認申請時の事業者)としますが、それ以外の場合は、別途申し出てください。

2. 申請書の作成について

申請書及び承認書には、位置図、平面図、断面図(道路)及び構造図の添付を要しますが、申請の内容に よっては、それ以外の書面を求めることもあります。また、道路使用許可申請書には、前記以外に交通規制 図の添付が必要となりますので、注意して下さい。

- a. 平面図の作成について
 - ・ L型街渠工事などの申請の際には、平面図に街渠の延長や街渠桝の位置など明記し、切下げの有無が わかるように図示してください。また、工事箇所前後の側溝の有無についても図示してください。
- b. 断面図の作成について

工事箇所の現況道路幅員がわかるように道路断面図を作成してください。歩道の切下げがある場合は、歩 道の断面図も併せて作成してください。

- c. 構造図の作成について
 - ・L型街渠工事などの申請の際には、L型街渠のタイプ別(切り下げ型や標準型及びバリアフリー型) がわかるようにそれぞれ作成してください。

3. 承認までの日数について

申請後に受理されたものについては、概ね2週間(土曜、日曜を除く)で承認されます。また、承認書を渡す際に道路使用許可申請書(警察署提出用:市経由印が押印されたもの)も併せてお返ししますので、その後、所轄警察署に道路使用許可申請を行ってください。

4. その他注意事項

- ・工事の着工は、道路工事施工承認書(尼崎市の承認書)と道路使用許可書(所轄警察署の許可書)の2つの許可書(他の必要な法令等の許可を要しない場合)が整った段階で、工事着手することができます。
- ・<u>道路構造物や付属物の移設等がある場合(例えばガードレールの撤去や樹木の移設等)は、本市道路</u> 維持担当との協議が必要となり許可までに概ね3週間から4週間を要しますので、早めに申請してく ださい。
- ・また、樹木の移設等がある場合は、事前に公園維持課と協議いただき、道路工事施工承認申請書(正本)の2部のうち、1部に「街路樹及び道路植樹帯内樹木の移設内容」の別用紙への記入及び写真添付が必要ですので、準備しておいてください。なお、申請にかかる添付箇所は、道路工事施工承認申請書の次(位置図の前)となります。

5. 承認状況等

申請時、窓口にて配付した整理券に記載の整理番号をご確認いただき、「承認(許可)状況」が「済」となっている申請については、後日道路課にて申請書の受取りをお願いします。受取りに来られる際、窓口にて一覧表に記載の受付番号をお伝えください。(市から連絡しません)

また、工事内容の軽易な変更や承認期間内での工事完成が難しい場合及び不測の事態が発生した場合等については、下記まで連絡を行い係員の指示に従ってください。

(連絡先:尼崎市都市整備局道路課 管理担当 1年06-6489-6480)